後見支援預金

令和3年4月現在

	つれる 中 4 月境仕
1. 商品名	• 後見支援預金
2. 販売対象	・家庭裁判所が後見制度支援預金新規契約にかかる「指示書」を交付した方。
3. 期間	• 期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当金庫の口座開設店窓口のみ預入できます。・随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。・1円以上・1円単位
5. 払戻方法	・当金庫の口座開設店窓口でのみ払戻できます。 ・払戻しには家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ①出金 入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期送金 自動振込等により、指定された間隔(例えば3ヵ月毎)で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 7. 税金	 毎日の普通預金の店頭表示利率を適用します。 (決済用後見支援預金はお利息はつきません) 年2回(3月・9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした1年を365 日とする日割計算を行います。 利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。
7. 秋並	* 利息には 20% 国税 15%、地方税 5% の税金ががります。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
8. 手数料	・口座管理手数料は不要です。 ・この口座からの振込手数料は免除します。
9. 付加できる特約事項	・指示書の指示内容による取扱いのみとなります。
10. 中途解約時の取扱い	_
11. 金利情報の入手方法	・店頭表示の金利ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課(9時~17時、電話:0258-37-5430)にお申し出ください。 ・紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全国しんきん相談所にお問い合せください。

13. その他参考となる 事項

- 本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。
- 公共料金の自動支払いおよび給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金 等の自動受取、IB 契約はできません。
- 総合口座でのお取扱いはできません。
- キャッシュカードは発行いたしません。
- 通帳による ATM でのご利用はできません。
- ・現金でのお支払いはできません。(管理口座への振替となります)
- 預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます)なお、決済用後見支援預金の場合は預金保険制度により全額保護されます。
- マル優のお取扱いはできません。

長 岡 信 用 金 庫